

令和6年度（令和5年度からの繰越分）協働化・大規模化等による 職場環境改善事業実施要綱

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、その中でもいわゆる「1法人1施設」等の小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多い中、協働化・大規模化等は有効な手段の一つである。

こうした状況を踏まえ、複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 補助対象

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、実施主体が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を対象とする。

なお、事業者グループは、障害福祉サービスや児童福祉サービス等の介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が含まれる場合も対象として差し支えない。ただし、介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）を運営する法人が代表者として申請（以下「申請代表者」という。）するものとする。

4 事業内容

事業者グループが経営の協働化・大規模等を通じた職場環境改善に資する取組を実施する際の支援を行う。

対象経費

- ・人材募集や一括採用、職場の魅力発信に必要な経費
- ・合同研修の実施等人材育成に必要な経費
- ・福利厚生の充実や職場環境改善等による従業者の職場定着に必要な経費
- ・人事管理等のシステムや給与制度等の共通化に必要な経費
- ・事務処理部門の集約・外部化に必要な経費
- ・各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ・協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費（通信費は対象外とする）
- ・協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車輌の購入費は対象外とする）
- ・経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
- ・その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組に必要な経費

5 補助額

補助対象となる事業者グループごとに、次の（1）及び（2）により、算出された額以内の金額で補助を行う。

（1）補助率

1 事業者グループにつき、「4 事業内容」に該当する対象経費の実支出額に表1の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助率を乗じた額、又は「4 事業内容」に該当する対象経費の実支出額から都道府県が設定した補助額を控除した額を算出する。

表1

| 1 区分 | 2 補助率 |
|---|-------|
| (1) 実施主体が本事業とあわせて「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー一定着支援事業」を実施する場合 | 4／5 |
| (2) (1)以外の場合 | 3／4 |

（2）基準額

基準額は、事業者グループを構成する法人数1につき120万円とし、構成する法人数に制限はないが、1事業者グループあたり最大1,200万円を上限とする。

5(1)で算出した額と、事業者グループを構成する法人数に応じて算出した基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

6 協働化・大規模化等による事業計画の作成及び実績報告の提出

（1）事業計画の作成

本事業の補助を受ける事業者グループの申請代表者は、本事業の計画書を作成するものとし、申請先の都道府県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に当該計画を提出する。具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

（2）事業実施に係る実績報告

本事業の補助を受けた事業者グループの申請代表者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、申請先の都道府県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

7 事業実施にあたっての留意事項

（1）地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。

- (2) 社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループも対象として差し支えない。
- (3) 事業者グループを構成する法人の指定権者が、複数の都道府県で構成される場合であっても対象として差し支えないが、都道府県間の費用負担などの複数の都道府県との調整が生じる場合は、構成される法人数等に応じた費用按分など、関係する都道府県間で十分な連携を図った上で事業を実施する必要がある。
- (4) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)
- (5) デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムである「jGrants」(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) の活用や様式の簡略化等、介護事業所の負担軽減を図るよう留意する。
※ jGrants を利用して介護事業所が申請する場合には、デジタル庁が運用する法人・個人事業主向け共通認証システムの「G ビズ ID」が必要となる。「G ビズ ID」は、令和 7 年度までに全ての地方公共団体で利用開始される予定である「電子申請・届出システム」でも利用される。介護事業所の負担軽減や地方公共団体の事務負担軽減の観点から、「電子申請・届出システム」の早期利用開始についてもご検討いただきたい。